

高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の概要について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」が平成30年1月18日に公布され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い改正する。

市条例は、指定介護予防支援を適切に運用するため、国の改正内容を基本とするが、指定介護予防支援の事業に関する基準の「記録の整備」の一部については、国が示した基準によらないこととする。また、「指定等に関する基準」についても独自基準を定める。

1. 主な改正内容（下線部分は国が示した基準によらないもの）

(1) 介護予防支援

	介護保険法	条項	改正前	改正後
指定等に関する基準	申請者が条例で定める者でないときは指定してはならない。	第2条の2	—	<u>市長は、暴力団及び暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有すると認められる者については、指定及び指定の更新を行わない。</u>

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができることを説明する。	第6条 第2項	介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであることを説明する。	介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができることを説明する。
	利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を	第6条 第3項	—	利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を

当該病院又は診療所に伝えるよう求める。			当該病院又は診療所に伝えるよう求める。
その完結の日から2年間保存しなければならない。	第30条 第2項	提供した日から5年間保存しなければならない。	その完結の日から5年間保存しなければならない。
担当職員は、介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議を行う。	第32条 第1項 第9号	担当職員は、介護予防サービス計画の作成のために、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議を行う。	担当職員は、介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議を行う。
担当職員は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。	第32条 第1項 第14号の2	—	担当職員は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
担当職員は主治の医師等から利用者の情報を得た場合には、主治の医師等に介護予防サービス計画を交付する。	第32条 第1項 第21号の2	—	担当職員は主治の医師等から利用者の情報を得た場合には、主治の医師等に介護予防サービス計画を交付する。

## 2. 施行期日

平成30年4月1日